

広報 ひがしそのぎ 3

2020
No.630



主な内容

予防接種について P2～P4
お子様の医療費について P5
健康・子育てだより P8
行政からのお知らせ P10～P15

お茶の成分「カテキン」には、抗ウイルス作用があると言われていています。飲むことで体の抵抗力を高めてくれるそうです。

お茶に併せて、マスク・手洗い・消毒などを心がけて感染症対策を行いましょう。

令和2年度 じょうずに予防接種を受けるために・・・

保存版



— 予防接種を受ける前の注意 —

- ①町が配布した「予防接種と子どもの健康」をお読みになり、十分理解したうえで受けてください。
 - ②乳幼児期の予防接種は個人通知をしませんので、計画的に受けてください。
 - ③母子手帳を必ずご持参ください。（忘れた場合は受けられません。）
 - ④対象年齢を過ぎてしまうと、任意の予防接種となり、自己責任・自己負担での接種となります。
 - ⑤なるべく、「標準的な接種」の受け方で受けるようにしてください。
 - ⑥予防接種の受け方についてわからない場合は、役場 保健師（Tel 46-1200）までお尋ねください。
- ※場所・・・県内の各医療機関（一部を除く） また、なるべく本人の状況等を把握したかかりつけ医等で接種してください。
- ※期間・・・年間を通して受けることができます。必ず予約をしてください。

●接種スケジュール●

| 種類 | 対象年齢 | | 回数 | 時間・間隔 | 標準的な接種 |
|---------|---------------|---------------------|--------------|---|--|
| ヒブ | 生後2～60か月に至るまで | 開始年齢が生後2～7か月に至るまでの間 | 初回3回 追加1回 | 【初回】生後12か月に至るまでの間に、27日以上あける 【追加】初回接種終了後7か月以上あける ※生後12か月までに3回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日以上の間隔をおいて1回 | 【初回】生後2～7か月に至るまでに開始 【追加】初回接種終了後7～13か月まで |
| | | 開始年齢が生後7～12か月に至るまで | 初回2回 追加1回 | 【初回】生後12か月に至るまでの間に、27日以上あける 【追加】初回接種終了後7か月以上あける ※生後、12か月までに2回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日以上の間隔をおいて1回 | |
| | | 開始年齢が生後12～60か月に至るまで | 1回 | — | |
| 小児用肺炎球菌 | 生後2～60か月に至るまで | 開始年齢が生後2～7か月に至るまで | 初回3回 追加1回 | 【初回】生後24か月に至るまでの間に、27日以上あける ※ただし、初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わない。 【追加】初回終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降 | 【初回】生後2～7か月に至るまでに開始 【追加】初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12～15か月に至るまで |
| | | 開始年齢が生後7～12か月に至るまで | 初回2回 追加1回 | 【初回】生後24か月に至るまでの間に、27日以上あける 【追加】初回終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降 | |
| | | 開始年齢が生後12～24か月に至るまで | 2回 | 60日以上あける | |
| | | 開始年齢が生後24～60か月に至るまで | 1回 | — | |
| B型肝炎 ※1 | 生後1歳に至るまで | | 初回2回 追加1回 | 【2回目】1回目の接種から27日以上の間隔をおく ----- 【3回目】1回目の接種から139日以上の間隔をおく | 生後2か月に至った時から 生後9か月に至るまで |

※1 B型肝炎はH28.10.1から定期接種になりました。

| 種類 | 対象年齢 | 回数 | 時間・間隔 | 標準的な接種 | |
|---|----------------|------------|--|---|--|
| 四種混合 〔ジフテリア、百日咳、ポリオ、破傷風〕 | 生後3～90か月に至るまで | 1期初回 3回 | 20日以上あける | 生後3か月に達した時から12か月に達するまでの間 (20～56日までの間隔) | |
| | | 1期追加 1回 | 1期初回接種(3回)終了後6か月以上あける | 1期初回接種(3回)終了後12～18か月の間 | |
| BCG | 1歳に至るまでの間 | 1回 | — | 生後5か月に達した時から8か月に達するまでの間 | |
| 水痘 | 生後12～36か月に至るまで | 2回 | — | 【1回目】生後12～15か月に達するまで | |
| | | | 3か月以上あける | 【2回目】1回目接種終了後6か月～12か月までの間隔をおく | |
| 麻しん風しん混合 | 生後12～24か月に至るまで | 1期1回 | — | | |
| | 小学校就学前の1年間 | 2期1回 | | | |
| 日本脳炎 ※2 | 生後6～90か月に至るまで | 1期初回 2回 | 6日以上あける | 3～4歳までの間 (6～28日までの間隔) | |
| | | 1期追加 1回 | 1期初回終了後6か月以上あける | 4～5歳までの間 1期初回終了後、おおむね1年の間隔をおく | |
| | 9歳以上13歳未満 | 2期1回 | — | 9～10歳までの間 | |
| 二種混合 〔ジフテリア、破傷風〕 | 11歳以上13歳未満 | 1回 | — | 11～12歳までの間 | |
| 子宮頸がん | サーバリックス | 3回 | 【2回目】 1回目から1か月以上あける 【3回目】 1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上あける | 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間 | 【2回目】 1回目の接種から1か月あける 【3回目】 1回目の接種から6か月あける |
| | ガーダシル | | | | 【2回目】 1回目の接種から2か月あける 【3回目】 1回目の接種から6か月あける |
| 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ※現在、積極的な接種の呼びかけを差し控えています。接種にあたっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。 | | | | | |
| サーバリックスとガーダシル2つのワクチンを混合して接種することはできません。同一のワクチンを3回続けて接種するようにしてください。 | | | | | |

※2 日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は予防接種を受けられていない可能性があります。そのため特例により、上記生年月日に該当する20歳未満の方は、令和6年度まで接種可能となっておりますので、接種が完了していない場合は、すみやかに接種を受けられますようお願いします。

●他の予防接種との間隔●

| | |
|------------|--|
| 6日以上あけるもの | ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、三種混合、不活化ポリオ、B型肝炎 |
| 27日以上あけるもの | BCG、麻しん風しん混合、水痘 |

●高齢者肺炎球菌予防接種について●

| ワクチン | 自己負担額 | 対象者 | 回数 |
|-------------------------------|---|---|----|
| 高齢者肺炎球菌 ワクチン (ポリサッカライド) | 自己負担額：お よそ5,000 円前後（病院 によって異なり ますので、ご確 認ください。） 生活保護世帯の 方は自己負担な し（医療券また は生活保護受給 証明書の提示が 必要） | ①2020年度中に下記年齢になる方 65歳 昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生 70歳 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生 75歳 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生 80歳 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生 85歳 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生 90歳 昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生 95歳 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生 100歳 大正9年4月2日生～大正10年4月1日生 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に 自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方 | 1回 |

※すでに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある人は対象外となります。

接種場所：長崎県内の医療機関（一部除く）※長崎県外の医療機関で接種される場合は、役場へ事前申請を行う
必要があります。

接種期間：年間を通して受けることができます。必ず医療機関へ予約をしてください。

問 健康ほけん課 健康推進係 ☎ 46-1200

令和2年度に出生や死亡、婚姻等の届出をされる方へお願い

令和2年度は5年に一度行われる国勢調査があり、その年度には厚生労働省の「人口動態調査（職業・産業）」も併せて実施されます。この調査では、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況が調査され、調査結果は公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料として活用されます。

「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を窓口にて提出される際は、職業の記入（死亡届には産業も記入）をお願いいたします。

人口動態調査で使用する情報は統計法により厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

〈対 象〉

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方

〈調査方法〉

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。

（記入例）

- 医師・教員など 「専門・技術職」
- 一般事務員など 「事務職」
- 販売店員・営業職従業者など 「販売職」
- 美容師・ホームヘルパーなど 「サービス職」

※死亡届には、このほか「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、ご参考のうえ記入をお願いします。なお、ご不明な場合は窓口でお尋ねください。

問 町民課 戸籍係 ☎ 46-1116

新型コロナウイルス感染症について

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症が報告されて以来、世界各地で患者発生報告が続いています。日本国内では、厚生労働省を中心として、情報の収集・公表を行っています。最新情報につきましては下記リンク先よりご確認ください。

⇒新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省 HP へ移動）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

⇒新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■日常生活で気をつけること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んで、毎日、体温を測定して記録してください。

■相談窓口

次の症状がある方は下記連絡先にご相談ください。

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の症状が2日程度続く場合

・長崎県県央保健所 地域保健課 ☎ 0957-26-3306

受付時間 9時～17時45分（平日のみ）※緊急の場合は、上記の電話番号にかけると担当者に伝わるようになっています。

・厚生労働省電話相談窓口 ☎ 0120-565653（7ライン）

受付時間 9時～21時（土日・祝日も実施）

公共下水道事業は地方公営企業会計へ移行します

公共下水道事業は、将来にわたって持続可能な事業運営を行うために、令和2年度から地方公営企業法適用の下水道事業に移行します。

料金納付や各種手続き方法などは、これまでと変わらずご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら役場水道課までおたずねください。

☎ 水道課 下水道業務係 ☎ 46-1352

市町村交通災害共済のお申し込みについて

令和2年度の加入申込みを受付中です。

町内に住民登録をしている方はどなたでも加入できますので、もしもに備えてぜひご加入ください。

交通災害に遭われ、3日以上の治療を受けられた場合に見舞金をお受け取りいただけます。

掛 金：お一人につき500円

共済期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

※4月1日以降に加入される場合は、申込書を受理した日時から対象

受付窓口：役場総務課、千綿支所

☎ 総務課 防災交通係 ☎ 46-0099

マチのあちこち

明るく楽しい話題がありましたら総務課までご連絡ください。
 総務課総務係 ☎46-1265（直通）

人権擁護委員 林さんに感謝状

2期6年にわたり人権擁護委員を務められた林キトさん(千綿宿郷)が、令和元年末の任期満了をもって退任されました。

長年のご功績を称え、法務大臣から林さんへ感謝状が贈られ1月27日、長崎地方法務局佐世保支局長から感謝状が伝達されました。

林さんは人権擁護委員として長きに亘り、町の人権に関わる啓発活動や相談業務等にご尽力いただきました。

これまでのご功績に深く感謝し、今後益々のご活躍を期待いたします。



▲ 感謝状の伝達を受けた林キトさん(中央)

九州地区スポーツ推進委員 功労者表彰

1月25日(土)～26日(日)に佐賀県で「第62回九州地区スポーツ推進委員研究大会」が開催され、福田真知子さん(本町)が功労者の表彰を受けられました。

福田さんは20年以上に亘り、地域における生涯スポーツの振興に尽力され、その功績が称えられ今回表彰されました。

ご受賞おめでとうございます。



▲ 受賞された福田真知子さん

おいしいそのぎ茶のために努力されています

長崎県茶品評会 表彰式

2月7日(金)、長崎県茶品評会表彰式が総合会館で行われました。

農林水産大臣賞を受賞された尾上和彦さんは、「来年そのぎ茶が四連覇できるように、そして個人的に良い成績が取れるように頑張ります!」と話されていました。

受賞者は下記のとおりです。

| 受賞者氏名 | 等級 | 順位 | 賞 |
|-------|----|----|--------------------------------|
| 尾上 和彦 | 優等 | 1位 | 農林水産大臣賞 |
| 中山 公輔 | 優等 | 2位 | 九州農政局長賞 |
| 山口 亨平 | 一等 | 3位 | 長崎県知事賞 |
| 中山 雄太 | 一等 | 4位 | 西九州茶農業協同組合連合会会長賞 |
| 福田 新也 | 一等 | 5位 | 全国農業協同組合連合会会長 長崎県本部運営委員会会長賞 |
| 大山 良貴 | 二等 | 6位 | 長崎県茶商組合長賞 |



▲ 農林水産大臣賞を受賞された尾上和彦さん



マチのあちこち

東彼杵町からエースが頑張ってくれました！

長崎KSC 長崎県大会優勝！

全九州中学生ソフトボール選抜大会長崎県大会で長崎 KSC が優勝され、長崎 KSC のキャプテンを務めている川崎 晃良さん(平似田郷)が来庁され、優勝報告を行いました。

なお、宮崎県で開催される九州大会に長崎県代表として出場される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため大会が中止になりました。



▲ 長崎 KSC のキャプテン川崎 晃良さん(中央)

農業でも働き方改革！ヘルパー組合活動開始！

東彼杵町定休型肉用牛ヘルパー組合

肉用牛を飼養されている4件の農家の方々が、年中無休による過重労働を軽減しようと自ら発起し、ヘルパー組合を立ち上げられました。

ヘルパーさんを活用し、心身の静養と福利増進を図り、中長期的にも安定的な肉用牛経営を確立しようと、先進地視察や協議を重ね、ようやく設立の日を迎えられた皆さんは、「これで奥さんを楽にさせられる」「この取り組みをもっと波及させて普及定着を図りたい」と意気込んでいました。

今後の後継者並びに新規就農者の確保及び育成に繋がることを期待します！



▲ 1月28日に開催された設立総会の様子

認知症の理解者を養成しました！

認知症サポーター養成講座 開催

地域包括支援センターでは、社会福祉協議会の協力を受けて2月13日(木)民生委員・児童委員さんを対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しました。

「認知症サポーター」とは「認知症の正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守る『応援者』」です。

当日は民生委員・児童委員さんなど22名に受講いただき、「認知症とは何か」や「認知症の方への対応方法」などについて寸劇を交えて説明しました。最後はサポーターの証であるオレンジリングを手首につけて記念撮影し、講座終了後、「認知症の方への対応が分かった。」「寸劇を用いての講座が分かりやすかった。」などの感想をいただきました。来年度も開催を予定しています。



▲ 認知症サポーターの方々

健康だより

食生活改善推進協議会総会・研修会

日時：4月17日(金) 13時30分～16時

場所：総合会館2階 大会議室

講演：健康長寿のための食べ方のコツ

講師：医療法人光晴会病院 顧問管理栄養士 篠崎 彰子 氏



トレーニング室利用講習会について

初めてトレーニング室を利用される方は講習会を受講してください。

4月分の予約は、3月23日以降に健康推進係へお電話ください。

日時：4月12日(日) 10時～12時 4月16日(木) 19時～21時

4月19日(日) 10時～12時 4月23日(木) 19時～21時

(3月コロナウイルス対策で追加実施)

場所：相談室(町総合会館 保健センター内)

受講料：無料(東彼杵町に住民票が無い方は500円)

準備するもの：顔写真2枚(横2cm×縦3cm)・運動ができる服装・室内用シューズ・タオル・飲み物



献血実施のお知らせ

生きるために必要な「血液」は人間の体でしか作ることができません。皆様の温かなご支援とご協力をお願いします。

日付：3月25日(水)

場所・受付時間：総合会館教育センター玄関前 9時～12時30分

医療法人さざなみ 鈴木病院 14時～16時30分

※献血に協力いただいた方へ、東彼杵町よりお礼品(郡内共通各種ゴミ袋等)を配布いたします。



子育てだより

乳児相談

日付：4月8日(水)

場所：総合会館2階 保健センター

【3～4か月児】

受付10時～10時30分

対象：令和元年10月9日～令和2年1月8日生まれの赤ちゃん

【7～9か月児】(3月のコロナウイルス対策で追加実施)

受付：13時30分～14時

対象：令和元年6月8日～令和元年8月4日生まれの赤ちゃん



※対象者には通知します。

母子手帳交付

日時：4月13日(月)・4月27日(月)

受付：9時30分～10時

場所：役場健康推進係(6番窓口)

必要な物：印鑑・マイナンバー通知書・運転免許証

赤ちゃんに関する保健制度などを説明します。上記日時に来られない場合は、事前にご連絡ください。



2歳児歯科健診

日付：4月21日(火)

時間：受付13時～13時30分

対象：平成29年7月18日～

平成29年10月21日生まれの幼児

場所：総合会館2階 保健センター

※対象者には通知します。



健康 「ひとくちメモ」



東彼杵郡医師会
山住 和之（東彼杵町）

「感染症について」

新型コロナウイルス感染症は中国湖北省武漢市から発生したと言われているウイルス感染症ですが、まだまだその猛威は収まる気配がありません。マスクやアルコール消毒剤が飛ぶように売れ、誤った情報から差別や暴力事件も発生し、過熱気味の報道に世の中がプチパニックに陥っている感があります。

そこで今回は感染症について基本的なことを書いていきたいと思います。

人間に感染する代表的なものに「細菌」と「ウイルス」があります。「細菌」は条件が整っていれば自分で増殖が可能な「細胞」ですが、「ウイルス」は自分を増やすための設計図（遺伝子）とその入れ物だけで出来ていて、設計図通りに作る設備（細胞）を持ちません。そのためヒトや動物の「細胞」に潜り込み（感染）、自分の設計図をコッソリ忍び込ませて増殖していきます。

このような特徴があるため、正常な細胞に影響を与えず、潜り込んだウイルス

だけをやつつけるような薬を開発するのは非常に難しいのです。また、ワクチン接種という治療法がありますが、ワクチンを製造するには時間がかかるのと、そもそも感染する前に実施する必要があるので、この問題があります。

コロナウイルスは一般的には風邪の原因になるものですが、いくつかの種類があります。なかでもコウモリ保有のものが重症急性呼吸器症候群（SARS）、ヒトコブラクダ保有のものが中東呼吸器症候群（MERS）の原因になるなど、種を超えてヒトに感染すると重症肺炎を引き起こすと考えられています。今回の新型も動物コロナウイルスの一種と考えられており、SARSなどと同様に重症化する場合があるようです。一般的な衛生対策としては、風邪や季節性インフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒などが推奨されています。特に重要なのは手洗いです。流水で20〜30秒かけてしっかりと洗いましょう。アルコール消毒のみでは効果ありません。またマスクが無くて、こまめな水分摂取でウイルスの侵入を防ぐ効果があります。

最後に、新型コロナウイルスに感染したかもしれない場合、慌てて病院に駆け込まないようにしましょう。検査や対応ができる施設は限られています。まずは保健所に連絡をするようお願いいたします。



3月・4月の休日在宅当番医

診療時間 9:00~17:00

| | | | |
|--------|----------------------|-----|--------------|
| 3月 20日 | 小鳥居内科・ 脳神経内科クリニック | 波佐見 | 0956-20-7027 |
| 22日 | 山川医院 | 東彼杵 | 0957-46-0020 |
| 29日 | すが眼科 | 波佐見 | 0956-20-7575 |
| 4月 5日 | カナザワ内科 クリニック | 川 棚 | 0956-83-3727 |
| 12日 | 松尾医院 | 波佐見 | 0956-85-2001 |
| 19日 | 山住医院 | 東彼杵 | 0957-46-1162 |
| 26日 | にいむら整形外科 | 川 棚 | 0956-82-6565 |
| 29日 | 坂口医院 | 波佐見 | 0957-85-3000 |

町民集いの広場 すくすくねんね

4月のイベント予定 ※予約制です

| | |
|---------------|-----------------------|
| 1日(水)10時~ | いっぽ講座 |
| 3日(金)10時~ | お花見会 |
| 8日(水)10時~ | いっぽ講座 |
| 10日(金)10時~ | リンパマッサージ |
| 13日(月)10時30分~ | 身体測定&おじいちゃんとおばあちゃんと交流 |
| 15日(水)10時~ | いっぽ講座 |
| 22日(水)10時~ | いっぽ講座 |
| 24日(金)10時30分~ | こいのぼり製作 |
| 27日(月)10時~ | いっぽ講座 |
| 30日(木)10時30分~ | お誕生会 |



▲ おもちゃ広場の様子

お問い合わせ先
すくすくねんね TEL 46-0737



お知らせ

ふるさと納税だより



1月のふるさと納税受入額

件数 3,246件 寄附額 98,412,484円

令和元年度累計(1月末時点)

件数 8,705件 寄附額 276,273,670円

誠にありがとうございました。

(※申込サイトや決済方法によっては受入額が申し込まれた月と異なる場合があります。)

先月東彼杵町にふるさと納税していただいた方々です。

平井 陽子 様 横崎 章成 様 漁原 秀一 様 原 寿 様 山本 毅 様
 大竹 秋人 様 松本 進 様 松浦 幸博 様 酒井 敦 様 村田 督 様
 西村 直稔 様 我妻 奏 様 古賀 奈津美 様 宮本 統雄 様 下田 伸一 様
 植田 尚 様 松葉 明則 様

※氏名等の公表を希望された方のみ掲載しています。

【寄附者様からの応援メッセージ】

- ・微力ですが、お役に立てれば嬉しいです。
- ・これからも皆さんが幸せに生きることができる地域であって欲しいと思います。
- ・二回目の応援です！活力ある元気な東彼杵町でありますように。
- ・長崎県民として、東彼杵町の発展を心より応援しています。
- ・生まれ育った故郷が活性化される事を願っています。
- ・地域発展、頑張ってください！
- ・東彼杵町の更なる発展を期待しております。
- ・ささやかではありますが、地域活性化のためにお役立てください。
- ・是非良いまちづくりをお願いいたします。
- ・自然環境の保全頑張ってください。

他にも多数の応援メッセージをいただいています。ありがとうございました。

募 集

2020年度
東彼杵町奨学生の募集について

出願資格

①高校生 ②大学生、短大生、高等専門学校生

募集期間

令和2年4月1日(水)～4月24日(金)

貸与月額

- ①高校生・・・・・・・・・・10,000円
- ②大学生、短大生、高等専門学校生・・20,000円

申込先

東彼杵町教育委員会 学校教育係 (☎ 46-0353)

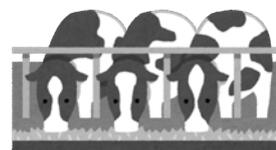
お知らせ

家畜の所有者は「定期報告書」
の提出が必要です

愛玩目的を含め、家畜を1頭(羽)でも所有する場合は、2月1日現在の飼養状況等を報告することが法律で義務付けられています。

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのししの所有者は4月13日までに、鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の所有者は6月11日までに農林水産課まで提出をお願いします。

詳しくは、農林水産課(☎ 46-1317)、または中央家畜保健衛生所(☎ 0957-25-1331)にお問い合わせください。



令和2年度コスモス大学受講生募集

教育委員会では生涯学習の一環として、毎月1回講師の先生をお招きして、「コスモス大学」を開催しています。様々な分野の講話を聞き、楽しい時間をすごしてみたいはかがでしょうか！60歳以上の方ならどなたでも参加できますので、ぜひ参加してみてください。

◆令和元年度に行ったコスモス大学◆

- 5月 開講式 長崎淵龍山天福寺 塩屋 秀見 氏 「生きがいと幸福」
- 6月 長崎地方気象台 石原 俊宏 氏 「夏の天気と台風」
- 7月 針山 光弘 氏 「人生100年時代突入、楽しむのはこれから!!」
～その為に知っておきたい事、知らなければいけない事～
- 8月 優秀映画鑑賞
- 9月 町長講話 「そのぎ茶の現状と今後の展望」
- 10月 消費者被害防止ネットながさき 井手 瑛智子 氏 「消費者トラブル・消費者市民社会を生きる」
川棚町よってみゆう会 三婆ちゃん 「たそがれ姉妹」
- 11月 研修旅行 「島原市 島原城、がまだすドーム 外」
- 12月 池間 哲郎 氏 「懸命に生きる人々～日本人こそ学んで欲しい～」
- 1月 県交通・地域安全課 小川 隆博 氏 「高齢者の交通安全」
- 2月 淡路人形座公演 「播州皿屋敷～青山館の段～」 外
- 3月 閉講式 東彼杵町教育長講話



《第6回コスモス大学》
井手 瑛智子 氏 講演会 10月

- 受講期間：5月から翌年3月（計11回）
- 対象者：町内にお住まいの60歳以上の方
- 受講料：年間 1,000円
- 場 所：東彼杵町総合会館
※年に1度、研修旅行も予定しています。

「思いやりと支えあいの東そのぎ町」を目指し、みんなで助けあいを!!

○1月25日（土）4回目の「支えあいのある地域づくり」勉強会を開催しました。

当日は、32名の方にお集まりいただき、3回目の勉強会で選出したこれから支えあい活動をすすめていく協議体メンバー12名の有志の方々の紹介を行いました。また、さわやか福祉財団 理事 鶴山 芳子氏を講師にお招きし、「みんなで助け合う共生社会の実現に向けて」～何から取り組むか話し合おう～と題して協議体の役割の再確認を行いました。生活支援コーディネーターと協議体が、これからどのような活動をしていくのか、先進地の事例を元に分かりやすくお話しをしていただき、みんなで理解を深めることが出来ました。

これから、生活支援コーディネーターと東そのぎ愛いっぱいの協議体メンバーは「支えあいのある地域づくり」の実現を目指し、周知活動や新しい助け合いの創出に向けて動き出します。皆様の地区にお伺いさせていただいた際には、趣旨をご理解いただき、ご支援とご協力をよろしくお願い致します。



▲ 協議体の皆さんと鶴山理事



▲ 勉強会の様子

安全・安心な消費生活の実現に向けて

近年では、高度情報化・国際化の進展により消費者被害が複雑・多様化するとともに、高齢者の消費者被害の深刻化、インターネット取引に係るトラブルも、高齢者に限らず若者を狙った悪質巧妙な特殊詐欺事件が依然として多発しています。

東彼杵町では、これらの問題に対応するため、平成 22 年度から消費者庁の「地方消費者行政活性化基金」「地方消費者行政推進補助金」を活用して、役場総務課防災交通係に専門の消費生活相談員 1 名を配置しています。

相談員の活動内容としては、多重債務、架空請求等に関する相談や消費者トラブル講演会シリーズ「だまされんぞ〜」、高齢者等を対象にした巡回啓発講座の開催、見守りネットワークを通じて、被害発生時の対処や被害の未然防止に努めて参ります。

特に複雑な問題が発生した場合については、長崎県消費生活センターへの照会・事案引継ぎなどによりトラブルの早期解決を図っています。

また、「消費者教育推進法」に基づき、町内中学校での消費者教育の授業支援の取り組みや、高齢者等宅への自動通話録音装置の設置や訪問を行い啓発に努めています。

これからも町民皆様の安全・安心な消費生活の実現のため、将来にわたって消費者行政に全力で取り組みますので、被害発生防止に是非ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和 2 年 3 月

東彼杵町長 岡田 伊一郎

つくってみませんか？マイナンバーカード



マイナンバーカードってどんなカード？

プラスチック製の IC チップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されています。

マイナンバー（個人番号）の証明や、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

健康保険証としての活用、民間サービスへの利用など活用できる分野の拡大が予定され、これからますます便利になります。



(表)



(裏)



安全なの？個人情報？

●顔写真付きのため、第三者のなりすましは困難！

顔写真が付いているため、仮に紛失しても第三者が容易になりすますことはできません。カード表面には複雑な模様を入れ、偽造を防止しています。

●裏面の IC チップには最小限の情報だけ記録

カードに付いている IC チップには、もともと税や年金等のプライバシー性の高い個人情報は記録されていないうえ、利用するには各行政機関等が持つ暗証番号が必要です。もしも、不正な情報の読み出しがあった場合には、情報自体が消去される仕組みになっています。

●紛失した場合は 24 時間 365 日のコールセンターを設置

仮に紛失した場合、コールセンターに電話で連絡すれば、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

連絡先：0120-0178-27(無料)

「マイナンバー総合フリーダイヤル」

狂犬病予防集合注射のお知らせ

生後91日以上の子の飼主は、飼主になってから30日以内に畜犬登録（生涯1回）、狂犬病予防注射（毎年1回）上記による鑑札と注射済票を飼犬に装着することが法律により義務づけられています。（狂犬病予防法第4条）※室内で飼っている犬についても、必ず予防注射を受けてください。

■注射等の料金について（犬1頭につき）※お釣りのないようご協力ください。

| | 登録手数料 | 注射料 (獣医師会納入) | 注射済票代 | 合計金額 |
|-----------|---------------------|-----------------|-------|--------|
| 登録をされている方 | 0円 | 2,800円 | 550円 | 3,350円 |
| 新規に登録される方 | 3,000円 (鑑札代・管理費) | 2,800円 | 550円 | 6,350円 |

※令和2年4月から注射料金を変更します。昨年 2,700円 → **今年から 2,800円**

- ① 登録済みの飼主の方は、後日お送りする通知ハガキを必ずご持参ください。
- ② 会場で犬がフンをしたときに備えて、スコップやビニール袋を必ずお持ちください。
- ③ 飼主自身や獣医師が噛まれる恐れがありますので、必ず保定できる方がお連れください。保定が困難な犬は、直接動物病院で接種されることをおすすめします。
- ④ 注射会場では犬の新規登録をはじめ、飼主変更、所在地変更、死亡届などの手続きができます。

令和2年度 畜犬登録および狂犬病予防注射日程表

| 期 日 | 時 間 | 実 施 場 所 |
|--------------|---------------|--------------------|
| 4月7日 (火) | ① 10:00~10:15 | 里農事研修施設 |
| | ② 10:30~10:45 | 一ツ石農事研修施設 |
| | ③ 11:00~11:15 | 木場農事研修施設 |
| | ④ 11:30~11:40 | 蕪構造改善センター |
| | ⑤ 13:20~13:30 | 中岳集落センター |
| | ⑥ 13:45~14:00 | 平似田農業研修センター |
| | ⑦ 14:10~14:25 | 東部地区コミュニティセンター(瀬戸) |
| 4月8日 (水) | ① 10:00~10:15 | 駄地公民館 |
| | ② 10:30~10:45 | 八反田公民館 |
| | ③ 10:55~11:00 | 東宿コミュニティセンター |
| | ④ 11:15~11:30 | 上杉公民館 |
| | ⑤ 13:15~13:25 | 西坂幸俊氏宅前(赤木) |
| | ⑥ 13:40~13:55 | (有)東峰建設前(下三根) |
| | ⑦ 14:05~14:20 | 樋口宮農研修施設 |
| 4月9日 (木) | ① 10:00~10:20 | 中尾公民館 |
| | ② 10:35~10:45 | 太の原公民館 |
| | ③ 10:55~11:10 | 大野原周辺地区集会所 |
| | ④ 11:25~11:40 | 遠目公民館 |
| | ⑤ 13:15~13:30 | 川内公民館 |
| | ⑥ 13:45~14:00 | 法音寺公民館 |
| | ⑦ 14:10~14:25 | 菅無田農事研修施設 |
| | ⑧ 14:40~14:55 | 坂本コミュニティセンター |
| 4月10日 (金) | ① 10:00~10:15 | 小音琴公民館 |
| | ② 10:25~10:40 | 浦公民館 |
| | ③ 10:50~11:05 | 口木田コミュニティセンター |
| | ④ 13:10~13:30 | 蔵本構造改善センター |
| | ⑤ 13:40~14:10 | 農民研修センター |

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和2年度にかかる町内の固定資産（土地・家屋）の評価額などが記載された帳簿を縦覧できます。無料でご覧になれますのでご自分の資産について間違いがないかご確認ください。

| 区分 | 土地価格等縦覧帳簿 | 家屋価格等縦覧帳簿 |
|----------|---|---|
| 縦覧できる人 | 町内に所有する土地にかかる令和2年度の固定資産税の納税者およびその同居家族又は代理人等 | 町内に所有する家屋にかかる令和2年度の固定資産税の納税者およびその同居家族又は代理人等 |
| 縦覧できる事項 | 町内の土地の所在、地番、地目、地積、価格など | 町内の家屋の所在、家屋番号、種類、床面積、価格など |
| 縦覧に必要なもの | 納税者本人であることを証明できるもの（運転免許証・健康保険証・社員証など）なお代理人の場合は委任状も必要です。 | |
| 縦覧期間 | 令和2年4月1日（水）～令和2年4月30日（木）まで（土・日・祝日を除く） | |
| 縦覧時間 | 午前8時30分から午後5時まで | |
| 縦覧場所 | 東彼杵町役場 税財政課 固定資産税係 | |

問 税財政課 固定資産税係 ☎ 46-1261

『そのぎ茶』日本一4連覇を目指して お茶手摘みボランティアスタッフを募集しています！

| | |
|---------|---|
| 1. 応募資格 | 心身ともに健康で、高校生以上 ※高校生は保護者の許可を得てください。 |
| 2. 従事内容 | 品評会出品茶園での、手摘みによるお茶の摘採作業 (摘採方法等については、専門の職員が説明します) |
| 3. 従事期間 | 令和2年4月中旬～5月上旬までの期間で、概ね3日間程度 ※都合がつかれる日のみでも構いません。 |
| 4. 準備物 | 長靴、雨合羽、作業服等汚れても支障がない服 |
| 5. 募集期間 | 令和2年4月6日（月）まで |
| 6. 申込方法 | 「ボランティアスタッフ申込用紙」に必要事項を記入の上、下記申込先まで郵送・FAX・メール・持参等の方法によりご提出ください。用紙は、役場及び総合会館等に備えつけているほか、町ホームページからもダウンロードできます。 |
| 7. 申込先 | 〒859-3808 東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町役場 農林水産課 農林水産係 宛 TEL：0957-46-1317 FAX：0957-46-1430 e-mail：nousei@town.higashisonogi.lg.jp |
| 8. 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・「4」の準備物については、必ず各自でご準備ください。 ・少雨でも実施しますが、荒天の場合は中止する場合があります。 ・集合場所から従事する茶園への移動については、バスを手配する予定です。また、集合場所及び集合時間等については、茶園によって摘採時期が異なるため、後日ご連絡いたします。 ・従事時間は、概ね8：00～17：00を予定していますが、茶園の状況により多少前後する場合があります。なお、<u>昼食は弁当を準備します。</u> ・ご記入いただいた個人情報、今回の募集及び運営に関する事務以外には利用しません。 ・ボランティア活動中の様子は、新聞・テレビ・町ホームページ及び広報紙等で写真や映像を利用する場合がありますので、予めご了承ください。 |



森林の土地を取得したときには届出が必要です

森林の所有者がわからないと

- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
- ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

●届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間

土地の所有者となった日から**90日以内**に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

●届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、**登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面**が必要です。

※届出書の様式は役場に備えられています。

※届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
 - ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
- を提出することが森林法で義務づけられています！！

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆森林所有者（自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合）
- ◆森林所有者と立木買い受け者〈共同〉（伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

提出の時期はいつ？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める**90日**から**30日**前まで
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：造林を完了した日から**30日**以内

提出先は？

伐採・造林する森林がある市町村の長です。

提出をしないとどうなるの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

各種相談窓口

行政相談のお知らせ

- ①日時 4月13日(月)
10時～12時
場所 役場1階 第2会議室
- ②日時 4月27日(月)
10時～12時
場所 農村環境改善センター
- 問 役場総務課 ☎ 46-1265

心配ごと相談所開設

- 日時 4月10日(金)
13時30分～16時
場所 総合会館福祉センター
相談室
- 相談員 福田勝洋・堀上信男
- 問 社会福祉協議会 ☎ 46-0619

無料弁護士相談

- 日時 4月15日(水)
13時～16時
場所 総合会館福祉センター
相談室
- 問 社会福祉協議会 ☎ 46-0619

「長崎いのちの電話」相談ボランティア募集

- 長崎いのちの電話では、電話相談ボランティアを募集します。
- 募集期間は令和2年4月1日(水)～5月31日(日)です。
- 養成講座(連続公開講座)の開始は6月になります。
- 詳細は、事務局へお尋ねください。
- 問 長崎いのちの電話事務局 ☎ 095-843-4410

お知らせ

令和2年農作業日雇賃金について

| | | |
|-------|-----------|---------------------------|
| 農作業賃金 | | 6,400円/日 |
| 茶摘み賃金 | 茶摘機可搬式持込み | (二人)1時間当たり 3,000円 |
| | 茶乗用摘採機 | 1時間当たり 6,000円 |
| 耕耘機 | 春田耕 | 10アールあたり 6,000円～7,000円 |
| | 代かき | |
| 田植機械 | | 10アールあたり 6,000円～6,500円 |
| 育苗請負額 | | 農協の基準に準ずる |

長崎地方气象台について

- 令和2年4月1日から長崎地方气象台の電話窓口が変わります。
- 平日日中：095-811-4861
8時30分～17時15分
夜間・休日：095-824-4172
自動音声による気象情報(終日利用可)
- 自動音声による気象情報の利用方法は以下をご覧ください。
- http://www.jma-net.go.jp/nagasaki-c/index_page/sonota/haishi.html
- また旧厳原・福江・平戸・佐世保・雲仙岳測候所転送電話は同日廃止となりますので、お問い合わせは長崎地方气象台によりしくお願いいたします。

普通救命講習 I

- 実施日 3月22日(日)
9時から12時まで
(3時間)
- 実施場所
佐世保市広田1丁目15番20号
佐世保市東消防署3階防災研修室
- 内容
(1)心肺蘇生法及び止血法の指導
(2)異物除去法の指導
(3)自動体外式除細動器(AED)の取り扱いについて指導
(4)その他の応急手当法の指導
- 申込方法
受付期間
3月16日(月)8時30分から
3月21日(土)17時15分まで
※定員30名(定員になり次第締め切ります。)
- 電話またはFAXで下記の担当署へ申し込みください。
- 今回の担当署：佐世保市東消防署
電話 0956-38-2519
FAX 0956-38-1119
- 特記事項
受講対象者：中学生以上の方法
受講者全員にテキストを配布し、修了証を交付します。(受講料は無料)



町長執務日誌から

2月の行動記録

- 2月 木場地区町政懇談会
- 3日 中島貞則氏黄綬褒章受賞記念祝賀会
- 4日 西九州させば広域都市圏協議会
- 5日 東彼杵道路中央要望
- 6日 長崎県茶品評会表彰式
- 7日 J A アスパラガス部会北部支部
- 10日 東彼杵班第18回通常総会
- 10日 農政未来塾受講修了者による報告会
- 10日 東彼杵郡森林組合第2回理事会
- 12日 陸上自衛隊大村駐屯地業務隊長訪問
- 13日 町総合戦略推進本部会議
- 13日 重点道の駅整備推進協議会
- 14日 N C C テレビ「トコサタ」出演
- 15日 町農業委員会 O B 会
- 16日 地球環境と暮らしの話へ参加
- 16日 淡路人形座公演
- 17日 町国民健康保険運営協議会
- 18日 東彼杵商工会との懇談会
- 19日 消防第7分団へ消防車配備式
- 20日 県下一周駅伝大村東彼杵チーム優勝報告来庁
- 20日 小音琴地区町政懇談会
- 21日 県市町村関係団体合同総会
- 21日 監査委員から定期監査報告
- 22日 遠目地区町政懇談会
- 22日 西九州道建設促進大会
- 25日 土地改良事業団体連合会総会
- 25日 町農業委員会から意見書提出
- 27日 J A 茶業部会東彼杵支部総会
- 27日 一ツ石地区町政懇談会
- 28日 町地域公共交通会議
- 29日 竹松駐屯地移駐部隊壮行式

図書館からのお知らせくおすすめの本く

※本の読み語り 4月11日(土) 10時30分く 多目的ルーム



『そんなにみないでくださいな』

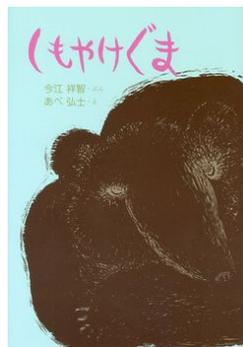
accototo 作



かめさんや、うさぎさん、あらゆるものが、『そんなにみないでくださいな』そんななみてるど・・・』と語りかけてきます。そして、ページをめくる度に、その姿にびっくりしたり、笑ったり、ほほえんだり、とページをめくるのが楽しくなります。

『しもやけぐま』

今江 祥智 文
あべ 弘士 絵



うつら、うつらとごきげんな夢を見ているくまのウル。穴から出てしまつた右足はいつのまにか、しもやけに。かゆくて、モゾモゾしていると雪がほとりと落ちる。その音に頼りにウルに近づいてくるじいさま。そのじいさまの正体は・・・。

雪降る一夜の出来事が、絵童話で描かれています。25年前の名作は、復刻版となつて出版されました。ほっこりと心温まるお話です。

『ツナグ 想い人の心得』

辻村 深月 著



一生に一度だけ、死者との再会を叶えてくれる使者を「ツナグ」という。歩美は、その役目を祖母から引き継いだ。本書は、7年が経ち、社会人となった歩美の元に訪れる人たちの心のひだを繊細に描いた物語。

死者に直接、会わずとも、その人の行為、ことばから死者の想いを感じることを教わる歩美。前作、高校生だった歩美も使者としての心得が深まり、物語一つ一つが心に沁みてきます。感動の一冊です。

○敬称は略させていただきます。
○掲載希望の申出があつたものだけを掲載しています。

ご結婚

いつまでもお幸せに

桐生 翔平 大阪府豊中市

山崎 未佳 東宿

おくやみ

おくやみ申し上げます

山口 保 70歳 浦

【編集後記】

7月に広報担当になり、あつという間に今年度が終わる3月になりました。次号は新年度号になります。より見やすく楽しい広報作りを心がけます！

3月号は新型コロナウイルスについての記事が多く、お茶の町だからこそ抗ウイルス作用があるという「カテキン」を皆さんに勧めたくて「そのぎ茶」を表紙に載せました。

東彼杵町でもイベントの中止や、小中学校の休校、施設の臨時閉所など感染拡大防止のため対応を実施しています。

人混みを避け、手洗い・うがい・そのぎ茶で感染症予防に努めていただきたいと思っています。

東彼杵町の人口(1月末日現在)

| | 1月末日 | 前月対比 |
|-----|-------|-------|
| 総人口 | 7,830 | -20 |
| 世帯数 | 3,144 | -11 |
| 男性 | 3,748 | -16 |
| 女性 | 4,082 | -4 |
| 出生 | 4 | 死亡 12 |
| 転入 | 7 | 転出 18 |
| その他 | -1 | |

東彼杵町内交通事故発生状況

| | 1月中 | 2020年中 |
|------|-----|--------|
| 人傷件数 | 5 | 5 |
| 死者 | 0 | 0 |
| 傷者 | 11 | 11 |
| 物件事故 | 11 | 11 |
| 飲酒 | 0 | 0 |
| 無免許 | 0 | 0 |

マイナンバーカード
を作りますか？



問い合わせ先: 役場 町民課戸籍係
☎46-1116



1年 川井 咲空さん

「ほしがきが しわしわしぼんで
びっくりだ」



1年 和田 康誠さん

「かさかさの しぶがきほすと
あまくなる」



わたしの作品 ～彼杵小学校～



2年 中里 敦さん

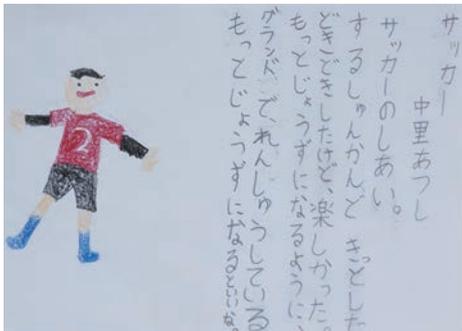
詩「サッカー」



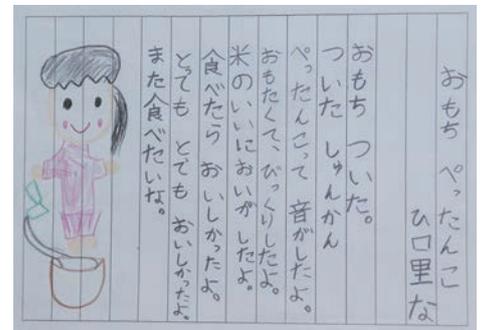
2年 樋口 里奈さん

詩「おもち ぺったんこ」

「おもち ぺったんこ」
おもち ついた。
ついたしゅんかん
ぺったんこって音がしたよ。
おもたくて、びっくりしたよ。
米のいいにおいがしたよ。
食べたらおいしかったよ。
とってもとっても おいし
かったよ。
また食べたいな。



「サッカー」
サッカーのしあい。
するしゅんかんどきとした。
どきどきしたけど、楽しかった。
もっとじょうずになるように、グ
ランドで、れんしゅうしている。
もっとじょうずになるといいな。

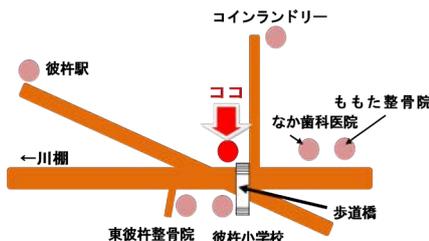


- 長崎県の委託を受けて自立相談支援事業所「くらし・仕事・家計の困りごと相談室」を開設しました。
- あなたの事情やご希望をお聞きし、経験豊かな相談員が問題解決に向け、一緒に考えながら、また行政機関や民間の相談窓口とも連携し、よりよい解決策をさがします。

こんにちは、困りごと相談室です。くらしごと・家計の困りごと

まずは
お電話ください

くらしごと・家計の困りごと相談室
☎0957-47-8700



〒859-3808 東彼杵町蔵本郷 1808-1
相談時間：月～金 9:00～17:00
(土・日 祝祭日は休み)



「困りごと相談室」は長崎県の事業です。安心してご相談ください。